

議案第 9 0 号

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成 1 4 年新座市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 〔略〕 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 建築行為 敷地面積（複数の建築物を建築する事業を行う場合にあっては、当該事業を行う区域の全体の面積）が 5 0 0 平方メートル以上の建築物の建築をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ 〔略〕 ウ <u>建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号の建築物の建築</u> エ～カ 〔略〕 (3)～(5) 〔略〕	（定義） 第 2 条 〔略〕 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 建築行為 敷地面積（複数の建築物を建築する事業を行う場合にあっては、当該事業を行う区域の全体の面積）が 5 0 0 平方メートル以上の建築物の建築をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア・イ 〔略〕 ウ <u>建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物の建築</u> エ～カ 〔略〕 (3)～(5) 〔略〕

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

建築行為の意義を改めたいので、この案を提出するものである。